

保 護 者 様

令和 7 年度就学援助費支給申請について

京丹後市では、就学に係る経済的な負担を軽減するため、学用品費・修学旅行費・給食費等の援助を行っています。

援助を希望される方は「令和 7 年度 要保護・準要保護者認定申請書（兼 就学援助費支給申請書）」により申請してください。

なお、申請書が必要な場合は、児童生徒が通っている学校又は教育委員会事務局学校教育課にお問い合わせください。

なお、令和 7 年度就学援助費より、認定基準額を引き上げておりますので、詳しくは下記の所得基準額の例をご確認ください。

記

●要保護者の認定基準				
○生活保護法に基づく教育扶助を受けている方				
○同法に基づく教育扶助以外の扶助を受けている方				

●準要保護者の認定基準				
【令和 6 年度において次のいずれかの措置を受けた対象者】				
① 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止				
② 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市民税の非課税（障害者、寡婦又はひとり親）				
③ 地方税法第 323 条に基づく市民税の減免				
④ 地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免				
⑤ 地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免				
⑥ 国民年金法第 89 条及び第 90 条に基づく国民年金の掛金の免除				
⑦ 国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収猶予				
⑧ 児童扶養手当法第 4 条に基づく児童扶養手当の支給（全額支給の場合）				
⑨ 生活福祉資金貸付制度による貸付				
【世帯の令和 6 年度（令和 5 年分）課税所得が所得基準額以下である場合】 （児童扶養手当の一部支給の場合、経済的理由で給食費等の納入が困難な方など）				
【所得基準額の例】				
家族構成例（年齢は R7.4.1 現在）		所得基準額 令和 6 年度	所得基準額 令和 7 年度	ひとり親加算 の有無
2 人	30 歳・9 歳	1,739,966 円	1,970,730 円	有（240,000 円）
3 人	37 歳・14 歳・9 歳	2,315,762 円	2,635,110 円	有（240,000 円）
4 人	37 歳・15 歳・11 歳・7 歳	2,753,407 円	3,140,085 円	有（240,000 円）
3 人	33 歳・31 歳・9 歳	2,053,922 円	2,369,910 円	無
4 人	39 歳・37 歳・14 歳・9 歳	2,588,443 円	2,986,665 円	無
5 人	39 歳・37 歳・14 歳・9 歳・4 歳	2,913,651 円	3,361,905 円	無

※ ①～⑨までの要件で認定する場合は申告制となりますので、該当する場合は申請書の記入欄に必ずチェックをしてください。

※ 上記の基準は目安であり、該当すれば必ず認定になるものではありません。

※ 給与所得または公的年金所得がある方は、総所得金額から 10 万円（上限）を控除します。

裏面もお読みください

その他注意事項

- ※ 申請書は在籍している学校に、児童生徒 1 人につき 1 枚を提出してください。
- ※ 振込口座は申請者（保護者）の口座を指定してください。
- ※ 申請書はありのままを詳しく記入してください。虚偽の申請書、不明確な申請書は受理出来ないことがあります。
- ※ 審査に際し、申請書の他に必要書類の提出を求めることがあります。

－電子申請のご案内－

令和 6 年度より、窓口申請だけでなく電子申請が選択可能になりました。
スマートフォンやパソコンから 24 時間、土・日・祝日の申請が可能です。

◆オンライン申請の手順

- (1) 市の HP から「スマート申請」サイトへアクセス
- (2) アカウント作成または Google や LINE のアカウントでログイン
- (3) 利用規約に同意し申請内容を入力
- (4) 申請後に受付メールを受信し申請完了

【注意事項】

- ※申請には申請者のマイナンバーカードの電子署名が必要です。
- ※マイナンバーカードをお持ちでない場合、オンライン申請を希望しない場合は申請書（紙）による申請を行ってください。
- ※インターネット接続に必要なデータ通信料は申請者の負担となります。
- ※令和 7 年 1 月 1 日時点で京丹後市に住所がない場合は、同一世帯全員（18 歳以下の世帯員除く）の課税（非課税）証明書の提出が必要となります。

令和 7 年度就学援助オンライン申請



オンライン申請操作手順書

<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/kyoikuiinkai/gakkokyoiku/1/5/3321.html>

【担当窓口・問合せ先】

京丹後市教育委員会事務局 学校教育課

就学援助事業担当 0772-69-0620

〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226（大宮庁舎 4 階）